

災害時の歯科口腔保健に係る医療救護班の派遣についての協定書

和歌山県（以下「甲」という。）と一般社団法人和歌山県歯科医師会（以下「乙」という。）とは、災害時の歯科口腔保健に係る医療救護活動（以下「歯科保健活動」という。）について、次のとおり協定を締結する。

（総則）

第1条 この協定書は、和歌山県地域防災計画に基づき、甲が災害時に行う医療救護活動に対する乙の協力に関し、必要な事項を定める。

2 乙は、一般社団法人和歌山県歯科技工士会、一般社団法人和歌山県歯科衛生士会に対し、前項に定める医療救護が円滑に行われるよう、必要な調整を行うものとする。

（派遣要請等）

第2条 甲は、必要に応じて、乙に歯科医師、歯科技工士、歯科衛生士等で編成する歯科保健活動に係る医療救護班（以下「歯科保健班」という。）の派遣を要請するものとする。

2 乙は、甲からの要請を踏まえ、歯科保健班の派遣が可能と判断したときは、歯科保健班を編成し、派遣するものとする。

3 乙は、緊急やむを得ない事情により、甲の要請を受ける前に歯科保健班を派遣したときは、速やかに甲に報告し、その承認を得なければならない。

4 前項の規定により甲が承認した歯科保健班の派遣は、甲の要請に基づく派遣とみなす。

（業務）

第3条 乙が派遣する歯科保健班は、甲が指定する救護所又は避難所等において歯科保健活動を行う。

2 歯科保健班の業務は、次のとおりとする。

- (1) 顎顔面口腔領域を主とした傷病者の重傷度の判定（トリアージ）
- (2) 顎顔面口腔領域を主とした傷病者に対する応急処置及び必要な医療
- (3) 医療機関への転送の要否及び順位の決定
- (4) その他歯科保健活動に関する必要な措置

（指揮命令系統等）

第4条 歯科保健班に対する指揮命令及び活動の連絡調整は、甲が指定する者が行うものとする。

2 被災都道府県からの要請を受けて歯科保健班を派遣する場合には、被災都道府県の歯科保健班受け入れに係る体制の中で活動するものとする。

3 前2項の規定に関わらず、歯科保健班の業務を行う者の身分については、乙の管理下にあるものとする。

（歯科保健班の輸送）

第5条 歯科保健班は、原則として乙又は乙の会員の所有する車両等により、甲の指定す

る場所へ直行するものとする。

2 甲は、歯科保健活動が円滑に実施できるよう、歯科保健班の輸送について必要な措置を取るものとする。

(医薬品等の供給)

第6条 乙が派遣する歯科保健班が使用する医薬品等は、当該歯科保健班が携行するものとし、それぞれの医療機関が所有する医薬品等を繰替使用する。

ただし、所持品が不足したときは、甲において供給するものとする。

(医療費)

第7条 第3条に規定する活動場所における医療費は、無料とする。

2 歯科医療機関における医療費は、原則として患者負担とする。

(費用弁償)

第8条 甲の要請に基づき、乙が歯科保健活動を実施した場合に要する次の費用は、甲が弁償するものとする。

(1) 歯科保健班が携行した口腔歯科医薬品等を使用した場合の実費

(2) 前号に定めるもののほか、この協定の実施のために要した経費のうち甲が必要と認められた経費

(災害救助法適用時の実費弁償)

第9条 甲の要請に基づき乙が派遣した歯科保健班が、災害救助法（昭和22年法律第118号）第7条の規定による救助に関する業務に従事した場合には、甲は、災害救助法第118条及び災害救助法施行令（昭和22年政令第225号）第5条の定めるところにより費用を弁償するものとする。

(待機に係る費用)

第10条 歯科保健班派遣のための待機に要する費用は、県からの要請の有無にかかわらず乙の負担とする。

(損害賠償)

第11条 甲は、甲の要請に基づき乙が派遣した歯科保健班員が、その業務に従事したために負傷し、若しくは疾病にかかり、又は死亡したときには、災害応急措置の業務に従事した者の損害補償に関する条例（昭和39年和歌山県条例第27号）に定めるところによりその損害を賠償するものとする。

2 甲は、甲の要請に基づき乙が派遣した歯科保健班の活動における事故等に対応するため傷害保険に加入するものとする。

(医事紛争の処理)

第12条 歯科保健班が歯科保健活動の実施に当たり、診療した患者との間に医事紛争が

生じた場合は、乙は直ちに甲に連絡するものとする。

2 甲は、前項の連絡を受けたときは、速やかに調査し、甲乙協議の上解決のため適切な措置を取るものとする。

(有効期間)

第13条 この協定の有効期間は、協定締結の日から平成31年3月31日までとする。

ただし、この協定の有効期間の終了する1か月前までに、甲又は乙が相手方に対し別段の意思表示をしないときは、この協定は、期間満了の日の翌日から更に1年間同一の条件をもって更新するものとし、以降もこれと同様とする。

(その他)

第14条 この協定について疑義のあるとき、又はこの協定に定めのない事項で必要な事項は、甲乙協議の上、定めるものとする。

この協定の証として、この証書2通を作成し、甲乙それぞれ記名押印の上、各自その1通を保有する。

平成31年2月21日

甲 和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

乙 一般社団法人和歌山県歯科医師会
会 長 中 西 孝 紀